

議案第六三三号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとす
る。

昭和三十五年九月二十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十五年九月二十二日原案可決

三朝町議會議長 加藤 幸太郎

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議會議長 印

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年三朝町条例第一九号)
の一部を次のように改正する

第五条第二項中、「百分の六十五」とあるを、「百分の七十五」に改める

附 則

1. この条例は公布の日から施行し昭和三十五年四月一日から適用する
2. この条例の施行前に改正前の条例の規定にもとづいてすでに支払われた給金は改正後の条例の規定による給金の内収とみなす